～アンケートはFAXにてご返信ください～

返信先：公益財団法人　日本道路交通情報センター 調査部　田波、國信宛

**ＦＡＸ：０３－３２６５－６０２８**

１１月３０日（水）１７時までに返信願います。

**大型車通行適正化に関するアンケート調査**

皆さまには、日頃から国土交通行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

年々深刻化する道路の老朽化問題に関連して、大型車両（特殊車両）を使って荷物輸送をお願いする立場の皆さまへアンケート調査を実施し、現状把握と共に、広報資料作成の参考とさせていただきたいと考えております。

つきましては、ご多忙の中お手数をお掛けしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご回答いただけますと幸いです。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会事務局　　国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課　小澤、中田、鈴木

【アンケート調査受託者】公益財団法人 日本道路交通情報センター 調査部　（担当）田波、國信

アンケートに関する問合せ先：03-3261-7672　　提出先FAX：03-3265-6028

**＜以下の属性項目及び質問１～１５、もしくは質問１６～３０までご回答ください。＞**

本アンケートを記載された方についてお伺いいたします。属性１～3、５～７について、該当する箇所に○を付けてください。また、属性４についてご回答ください。※個人名、会社名のご記載は不要です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 属性１ | 役職について  教えてください。 | 1. 経営者（職）　②管理職　　③実務担当者（積荷を運送事業者に依頼されている方）　　④その他（　　　　　　　　　　　　） | |
| 属性２ | （同一業界において）勤続年数は何年目ですか？ | ①1年目　　②2～5年目　　③6～10年目　　④11～20年目　　⑤21年目以上 | |
| 属性３ | 積荷の運搬には「特殊車両」※を利用していますか。 | 1. 特殊車両を１台以上利用している　　　　　②特殊車両は利用していない   ③どのような車両を利用しているかわからない  ※一般的に、幅2.5ｍ、長さ12ｍ、高さ3.8ｍ、総重量20ｔのいずれかを超える車両のことを「特殊車両」といいます。 | |
| 属性４ | 貴社の物流に係る主要な取扱品目を教えてください。 | |  |
| 属性５ | 上記の主要な取扱品目（積荷）の運送主体は、次のうちどれでしょうか？  （代表的な形態を１つ選択） | | ①自社で運送　　②子会社　　③提携会社（協力会社）  ④運送事業者に委託　　⑤都度発注  ⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 属性６ | 令和４年１１月１８日に開催された説明会に参加されましたか？ | | 1. 参加した　　②参加していないが資料を見た |
| 属性７ | 「特殊車両通行制度について」という資料内容を確認しましたか？ | | ①確認した（⇒２ページ目の質問１へ）  ②確認していない（⇒４ページ目の質問１６へ） |

＜ 次ページへ続く ＞

**特殊車両通行制度に関する説明資料内容について、お聞きします。**

質問１．道路が老朽化している現状について、ご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問２．違法に重量オーバーした大型車両の走行が道路（橋）の劣化に対して大きな影響を与えることについて、ご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問３．一定の重さや大きさを超える車両（＝特殊車両）を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請または確認の求めを行い、許可等を得なければならない理由をご理解いただけましたか?

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問４．特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、誘導車を配置しなければならない場合があることについて、ご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問５．「最大積載量」とは、車検証に登録されている「車両総重量」から「車両自重」と「乗車定員」を差し引いた重さであることについて、ご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問６．通行する経路によっては、道路法（車両制限令）に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることについて、ご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問７．車両に荷物を積む場合、車両総重量が一般的制限値以内であっても、積み方が偏ると軸重超過になる可能性があることについて、ご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問８．悪質な違反者への対策強化として、現地取締りで総重量が基準の２倍以上の超過と確認された場合、即時刑事告発が実施されることについて、ご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

＜ 次ページへ続く ＞

質問９．運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度についてご理解いただけましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①よく理解できた　　②概ね理解できた　　③あまり理解できなかった　　④全く理解できなかった  ⑤以前から理解している |

質問１０．説明の内容（資料）のうち、もっと理解を深めたいと思われたことはありますか？（複数回答可）

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①各種道路関係法令　　②大型車両の取締　　③荷主勧告制度  ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**今後の啓発活動の参考とするために、特殊車両通行制度の具体的な内容等について、お聞きします。**

質問１１．特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、夜間通行条件（21時～翌6時等）を付される場合がありますが、ご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない |

質問１２．特殊車両通行の条件として、夜間通行条件（21時～翌6時等）を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがありますが、ご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない |

質問１３．運送事業者が特殊車両通行の手続きを実施する場合、通行可能になるまで１ヶ月近く時間を要することがありますが、ご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない |

質問１４．どのような取組みが「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われますか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 |  |

質問１５．大型車両の走行に関して、懸案となっていることやご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 |  |

**以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。**

（※属性７で「①確認した」と回答した方は、次ページ以降の質問に回答いただく必要はございません。）

**特殊車両通行制度の認知度について、お聞きします。**

質問１６．全国で道路（橋等）が老朽化している問題をご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問１７．違法に重量オーバーした大型車両の走行が道路（橋）の劣化に対して大きな影響を与えることをご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問１８．一定の重さや大きさを超える車両（＝特殊車両）を走行させる場合、道路管理者に対して特殊車両通行許可申請または確認の求めを行い、許可等を得なければならないことをご存知でしたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問１９．特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、誘導車を配置しなければならない場合がありますが、ご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問２０．最大積載量とは、車検証に登録されている「車両総重量」から「車両自重」と「乗車定員」を差し引いた重さであることをご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問２１．通行する経路によっては、道路法（車両制限令）に基づき、車検証に記載されている最大積載量まで積載できない場合があることをご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問２２．車両に荷物を積む場合、車両総重量が一般的制限値以内であっても、積み方が偏ると軸重超過になる可能性があることをご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問２３．悪質な違反者への対策強化として、現地取締りで総重量が基準の2倍以上の超過と確認された場合、即時刑事告発(レッドカード)が実施されることをご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問２４．運送事業者の違反に対して、場合によっては荷主責任が問われる荷主勧告制度の内容をご存知ですか？ 荷主勧告制度とは【URL：https://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf】

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

**今後の啓発活動の参考とするために、特殊車両通行制度の具体的な内容等について、お聞きします。**

質問２５．特殊車両通行許可制度では、重量物や超寸法の積み荷を運ぶ場合、夜間通行条件（21時～翌6時等）を付される場合がありますが、ご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

＜ 次ページへ続く ＞

質問２６．特殊車両通行の条件として、夜間通行条件（21時～翌6時等）を付された場合、工事現場への搬入または搬出時の待機場所や大型クレーンの組み立て・分解時の作業ヤードが必要になることがありますが、ご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問２７．運送事業者が特殊車両通行の手続きを実施する場合、通行可能になるまで１ヶ月近く時間を要することがありますが、ご存知ですか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①知っている　　②聞いたことはあるが内容は知らない　　③全く知らない　　④関心がない |

質問２８．大型車両の通行の適正化について、もっと理解を深めたいと思われることはありますか？（複数回答可）

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 | ①各種道路関係法令　　②大型車両の取締　　③荷主勧告制度  ④その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

質問２９．どのような取組みが「大型車両の通行の適正化」の実現に繋がると思われますか？

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 |  |

質問３０．大型車両の走行に関して、懸案となっていることやご意見、ご要望等がございましたらご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 回　答 |  |

**以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。**